

# 三原村社会福祉協議会役員等報酬規程

## (趣 旨)

第1条 三原村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務運営について、定款の定めるもののほか規程の定めるところによる。

## (役 員)

第2条 本会に次の役員等を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	4 名
監 事	2 名
評議員選任・解任委員	3 名

## (役員の報酬及び費用弁償)

第3条 本会の役員中、村職員及び本会職員については無報酬とし、その他の役員について必要ある場合は、三原村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に準じ日額報酬を支払うことができる。但し、半日に満たないときは半日額とする。尚、当分の間は次の額とする。

- 1 会長の年報酬額は、120,000円とする。
- 2 理事、監事、評議員選任・解任委員の日額報酬は、  
日額7,100円とする。（半日額は、4,500円とする。）

## 附 則

この規程は公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成29年3月17日から施行する。